

農地中間管理機構をご活用ください

問：農業委員会事務局・・・☎0428-88-0211

◎耕作および保全管理ができなくなった農地（遊休農地）

◎公的機関である山梨県農地中間管理機構は、遊休農地を借り受け、借りたい人に集積し転貸する仕組みです。詳しくは山梨県農地中間管理機構までお問い合わせください。

※対象農地は農業振興地域内の農地のみ（山林・原野は除く）

「農地中間管理機構」の仕組み

農地を貸したい人

- ・農業をやめたい場合
- ・耕作放棄地など利用していない農地がある場合
- ・農地を相続したが、農業ができない場合 など

山梨県
農地中間管理機構
(山梨県農業振興公社)
☎055-232-2760

農地を借りたい人

- ・農業経営の希望拡大を希望する場合
- ・新規に就農したい場合
- ・近くの農地を貸してほしいが、遊休農地となっていて困っている場合 など

遊休農地の課税の取り扱いが変わる場合があります

◎遊休農地の課税が強化される場合

現在「耕作の目的に利用されていない、引き続き耕作が見込まれない」または「周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている」農地で、農業委員会から農地中間管理機構と協議をするよう勧告を受けた遊休農地は課税が強化される場合があります。

◎農地の課税が軽減される場合

農地中間管理機構が農地を借り受け・貸し手に10年以上貸し付けた場合、「固定資産税の期限付き軽減措置」が最大5年間受けられます。

※課税強化・軽減対象農地は農業振興地域内の農地のみ（山林・原野は除く）